

【資料編】

1. 用語集

掲載ページについては、その用語が最初に掲載されているページとしています。

用語名	解説	掲載ページ *
あ行		
ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報・通信に関する技術の総称を指す。	P.50
赤潮	海水や河川の水の中でプランクトンが異常繁殖し、水の色が変色する現象。水が赤褐色に染まることが多いため、「赤潮」と呼ばれる。	P.6
アジェンダ	会議における議題、検討課題、協議事項、議事日程などをリスト化した表のこと。	P.44
圧送	ポンプ設備などを利用し、汚水に圧力をかけ下水処理場まで輸送すること。管渠勾配を利用して下水を輸送する自然流下方式だけでは、長い管渠延長や地形変化により管渠の埋設深さが深くなるなど、整備費用が高くなるため、起伏のあるエリアなどは圧送方式を組み合わせる必要がある。	P.7
雨水	降雨によって流域から生じる表面水。 ※流域・・・一つの河川に降水が流入する全区域のことで、流域が接するところを分水界という。	P.5
雨天時浸入水	降雨の際、「マンホールの蓋穴や污水管への誤接続などによって污水系統へ流入する雨水」及び「地下水位上昇などに伴い污水系統へ流入する地下水」の総称をいう。	P.46
栄養塩	炭素、水素、酵素以外の、無機塩類として存在する植物の生命を維持する栄養分として必要なりん、窒素、カリ、ケイ素などの主要元素とマンガンなどの微量元素のことをいう。	P.6
污水	トイレ排水や生活雑排水、工場からの生産活動による排水などの汚れた水。 ※生活雑排水・・・台所や洗面所、浴室などからの排出される汚れた水。	P.5
污水処理費	下水道事業の管理運営に要する経費のうち污水に係る維持管理費及び資本費の合計。下水道使用料	P.23



用語名	解説	掲載ページ *
	で回収すべき経費は下水道事業の管理運営に要する経費のうち公費負担分を除いた、私費で負担すべき経費分の汚水処理費である。	
汚泥	下水の処理過程で発生する泥状の物質。従来は廃棄物として埋立てなどで処分されてきたが、近年は技術の進歩などにより、バイオガス、汚泥燃料、肥料などの多様な資源として活用できる資源として注目されている。また、社会全体が循環型社会への転換が求められる状況を踏まえ、2015年5月の下水道法改正においては、下水道管理者に対し、下水汚泥の減量化の努力義務に加え、発生汚泥のエネルギー化・肥料化の努力義務が規定されている（下水道法第二十一条第二号）。	P.65
温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス。大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などのガスが該当する。	P.38
か行		
改築更新	下水道施設の全部又は一部の再建築あるいは取替えを行うこと。	P.5
開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。	P.69
過給機	外気を取込み、圧縮空気を作り、燃焼空気として炉に供給する装置。	P.49
合併処理浄化槽	各家庭や事業所から排出されるし尿及び生活雑排水を微生物の働きで浄化し、側溝などを經由して河川に放流するための設備。適正に管理されれば、下水道と同レベルの浄化能力を持つ。なお、浄化槽には、し尿のみを処理し生活雑排水は未処理のまま放流する単独処理浄化槽と、生活雑排水も合わせて処理する合併処理浄化槽の2種類があり、2001年度の浄化槽法の改正によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されている。	P.59
管渠	下水を収集し、移送するための施設。	P.6
管渠老朽化率	法定耐用年数（50年）を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示している。	P.32



用語名	解説	掲載ページ *
幹線	当市では下水道法施行規則第3条に従い、20ha以上の下水排除面積を受け持つ大きな下水道管のことを「幹線」としている。20ha未滿の下水排除面積を受け持っている下水道管は「枝線」とする。	P.75
管路施設	下水（汚水と雨水）を集めて下水処理場や公共水域等の放流先へ運ぶまでの施設・設備の総称である。具体的には管渠、マンホール、雨水吐き室、ポンプ場などから構成されている。	P.48
企業債	地方公営企業の建設、改良などに要する資金に充てるため起こす地方債（地方公営企業が1会計年度を超えて行う借入れ）。	P.25
企業債残高	事業者の年度末における企業債の残高。	P.25
基準外繰入	総務省は、毎年度「地方公営企業繰出金について」において、一般会計から公営企業会計へ繰出す基準を定めている。この繰出基準に基づかない繰入をいう。	P.21
基準内繰入	総務省は、毎年度「地方公営企業繰出金について」において、一般会計から公営企業会計へ繰出す基準を定めている。この繰出基準に基づく繰入をいう。	P.21
季節別運転管理	下水処理水放流先の養殖業などに配慮し、冬季に下水処理水中の栄養塩類（窒素やりん）濃度を上げることで不足する窒素やりんを供給するなど、地域のニーズに応じた季節ごとに水質を管理すること。	P.6
供用開始	下水道の処理区域において、下水道が整備され下水道が使用可能になったことを表す。	P.27
緊急輸送路	阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から行われる緊急輸送を円滑に行うため、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と防災拠点とを相互に連絡する道路をいう。	P.76
グリーストラップ	飲食店や食肉加工工場において下水管に直接油脂が流出するのを防ぐため、法的に厨房などへの設置が義務付けられた油脂分離阻集器のこと（建設省告示第1597号）。	P.61



用語名	解説	掲載ページ *
経営品質アセスメント	組織の理想的な姿に少しでも近づくことを目的として、提供価値、経営資源などについて、現状と環境変化を整理し、変革の方向性や経営課題を明らかにしたのち、経営の実務を評価すること。	P.39
下水道	下水を排除するために設けられる排水管その他の排水施設、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設、またこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設その他の施設の総体をいう（下水道法第二条第二号）。	P.1
下水道ビジョン	今後の下水道のあり方について長期的な視点に立った基本的な方針や施策の方向性を示し、市民の下水道事業への理解を深め、協力を得ながら着実に下水道の役割を果たすことを目的に策定したものの。当市では2011年度に策定している。	P.1
減価償却費	時間の経過や使用により価値が減少する固定資産を取得した際に、購入額をその耐用年数に分割して各年で計上する費用を指す。	P.94
嫌気無酸素好気法	下水処理場での水処理方法のひとつ。窒素とリンの除去を目的に標準活性汚泥法を改良した排水処理であり、反応タンクが嫌気槽と無酸素槽と好気槽の3つの槽で構成されている。	P.7
公営企業	地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。特別会計（民間企業と同様に発生主義・複式簿記を採用する「公営企業会計」）を設けて経営を行う（地方財政法第六条）。	P.1
公共下水道事業	汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業が公共下水道等を運営する事業である。	P.1
公共用水域	河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路のことをいう（水質汚濁防止法第二条第一項）。 ※公共溝渠・・・公共の用に供される溝渠。処理場を有しておらず、かつ、流域下水道に接続していない下水道（雨水管）と都市下水路をいう。	P.5



用語名	解説	掲載ページ *
高度処理	標準活性汚泥法で得られる処理水質以上の水質を得る目的で行う処理。窒素やりんをさらに取り除くことができる。	P.6
さ行		
財政マネジメント	国や地方公共団体が行う経済活動の様々な資源、資産、リスクを管理し、効果を最適化しようとする手法のこと。	P.1
市街化区域	都市計画法に基づき区分される区域の一つで、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的、計画的に市街化を図るべきとされている区域。	P.1
市街化調整区域	都市計画法に基づき区分される区域の一つで、市街化を抑制すべき区域。開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則としておこなわれない。	P.33
事業計画	公共下水道を設置しようとするときに下水道管理者が定める計画のこと。5～7 年の期間に実施する計画で、予定処理区域、計画下水量、設置する施設の能力などを定める。	P.1
事業継続計画	大規模災害が発生し、人員、資機材、情報及びライフラインなどの資源に制約がある状況下で、応急復旧業務に加え、下水道機能などの市民生活に不可欠な通常業務を中断させない、又は中断しても可能な限り短期間で業務を再開させるための計画。BCP (Business Continuity Plan) ともいう。	P.53
資本費	減価償却費、借入金の利息（一時借入金に係るものを除く）、起債取扱諸費などの合計額。	P.29
重要な幹線等	1996 年以前に布設された幹線管渠、避難施設から排水を受ける枝線、災害拠点連携病院からの排水を受ける枝線、要救護者施設から排水を受ける枝線、河川・軌道下を横断する管渠及び緊急輸送路などに埋設されている枝線のこと。	P.75
状態監視保全	設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状況に応じて対策を行う管理方法。	P.78
処理区域	排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域。	P.20



用語名	解説	掲載ページ *
処理区域内人口	下水処理が開始されている処理区域に居住する人口を表す。	P.27
人口普及率	市内の全人口に対する、下水道が利用できる区域の人口の割合。(=下水道人口普及率)	P.15
浸入水	下水道管内に、下水以外の地下水、雨水などが管の継ぎ手部、マンホールの蓋穴、ますなどから浸入してくる水。	P.81
水洗化率	市内の処理区域内人口に対する、公共下水道への接続や合併処理浄化槽での汚水処理をしている人口の割合。	P.59
水路	<p>一級河川や二級河川、準用河川といった河川法などの特別法に基づいて管理されている河川（法定河川）以外の普通河川のこと。</p> <p>※一級河川・・・国土保全上又は国民経済上特に必要な水系（水源から河口までの本流とそれに流れ込む支流をまとめて呼ぶもの。）であると政令で指定されたもの（一級水系）のうち、国土交通大臣が指定（区間を限定）した河川のこと。</p> <p>※二級河川・・・一級水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定（区間を限定）した河川のこと。</p> <p>※準用河川・・・一級河川及び二級河川以外で市区町村長が指定した河川のこと。</p>	P.64
ストックマネジメント手法	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、管渠や処理場設備などの下水道施設を計画的かつ効率的に管理することをいう。	P.13
接続率	下水道を利用できる区域の人口に対して、下水道へ接続している人口の割合。	P.15
総量削減義務と排出量取引制度	2010 年度から開始された、大規模事業所（前年度の燃料、熱、電気の使用量が、原油換算で年間 1,500kl 以上の事業所）に、二酸化炭素排出量の削減義務を課す制度。第二計画期間である 2015 年度から 2019 年度については、5 カ年の平均	P.65



用語名	解説	掲載ページ *
	で基準排出量から 13.0%削減することを目標としている。なお、成瀬クリーンセンターの基準排出量は 7,877 t/年、鶴見川クリーンセンターの基準排出量は 3,979 t/年である。	
ソフト対策	情報伝達体制構築や危険箇所の周知など、人的・心理的な対策のこと。	P.67
た行		
耐震化	強い地震でも構造物が倒壊、損壊しないように補強すること。また、そのような構造に造りかえること。	P.51
段階的高度処理施設	標準活性汚泥法の下水処理場において、既存施設・設備を活かし、運転管理の工夫と最小限の設備改造を組み合わせることで、段階的に高度処理化を図る手法。	P.6
単独公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。	P.7
単独処理浄化槽	各家庭や事業所から排出されるし尿を微生物の働きで浄化し、側溝などを經由して川に放流するための設備。浄化槽法改正によって、2001 年度から新設することは禁止されている。	P.60
治水安全度	洪水に対する川の安全度合いを示す指標。被害を発生させずに安全に流せる洪水の発生する確率で表現される。	P.69
窒素	元素の一種で、「N」で示される。下水中の主要な成分で、りんと並んで水域の富栄養化の原因物質とされている。下水中では、アンモニウムイオン、硝酸イオン、有機性窒素などとして存在する。	P.62
地方公営企業法	地方公共団体の経営する企業の組織、財務・会計及びこれに従事する職員の身分取扱いその他企業の経営の根本基準並びに企業の経営に関する事務を処理する地方自治法の規定による一部事務組合及び広域連合に関する特例を定め、地方自治の発達に資することを目的とする法律。	P.1



用語名	解説	掲載ページ *
デザインビルド方式	工事や設計業務などを発注する際、設計及び施工の両方を、単一業者に一括発注する方式のこと。	P.49
東京都防災会議	災害対策基本法第十四条及び東京都防災会議条例に基づき設置される知事の附属機関。知事を会長とし、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、都及び区市町村などの職員若しくは代表で構成されており、東京都地域防災計画の作成（修正）及びその実施の推進などを所掌している。	P.6
独立採算制の原則	地方財政法上の地方公営企業が、その事業の運営によって得られる主要な営業収益（下水道事業の場合には下水道使用料）で経費を賄い、自立性をもって事業を継続していくという原則である。	P.23
都市計画決定	都市計画法では、市町村は、原則として知事への協議の後（町村の場合は知事の同意を得た後）、市町村都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする（都市計画法第十九条）。下水道は、都市計画に定めることができる都市施設である。	P.13
は行		
ハード対策	施設や構造物の整備・補修などの物理的な対策のこと。	P.67
BCM	事業継続マネジメント（Business Continuity Management）のこと。策定した事業継続計画（BCP）をより実効性の高いものにすべく、継続的にPDCA（Plan、Do、Check、Act）のサイクルで見直し、管理する仕組み。	P.53
避難施設	いわゆる「避難所」。体育館など、災害時に避難者が仮宿泊することが可能な施設を有する場所。	P.52
標準活性汚泥法	下水処理場での水処理方法のひとつで、最初沈殿池で沈殿汚泥を取り除き、反応タンク（エアレーションタンク）内で下水と活性汚泥をエアレーションによって混合後、最終沈殿池で活性汚泥を沈殿分離し、上澄水を処理水として流出させる方法。 ※活性汚泥・・・下水に空気を吹き込み攪拌することで、凝集性があり、水をきれいにする微生物の集合体が形成される。この微生物の集合体のこと	P.7



用語名	解説	掲載ページ *
	をいう。有機物の吸着能力や酸化能力に優れており、沈降性もきわめて高く下水の生物処理に用いられる。	
ファン・ブロウ	送風機又は通風機のこと。送風機の一般的な構造は動力源に電動機を使用し、その動力を伝達装置を介して送付機の羽を回転させて、空気の流れを発生させる構造となっている。吐出圧力によって「ファン」、「ブロウ」と呼び方が異なる。	P.49
富栄養化	閉鎖性水域において、海水や河川の水に含まれる窒素化合物及びりん等の栄養塩類が流入し、藻類その他の水生植物が増殖繁茂することに伴いその水質が累進的に悪化する現象をいう。富栄養化が進行すると、赤潮や青潮が発生する要因となる。	P.6
分流式下水道	汚水と雨水とを別々の管渠系統で排除する下水の排除方式。汚水のみを下水処理場に導く方法であり、雨天時に汚水を公共用水域に放流することがないので、合流式に比べ水質汚濁防止上有利である。	P.21
閉鎖性水域	湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域の総称。汚濁物が滞留しやすく、富栄養化などの環境問題が起こりやすい特徴がある。	P.6
法適用	地方公営企業法の規定を適用すること。法の規定の全部を適用する「全部適用」と、財務・会計に関する規定のみを適用する「財務適用」（「一部適用」ともいう）に区分される。水道事業等7事業については、法の規定の全部が当然に適用される事業（当然適用事業）とされているため「全部適用」となるが、下水道事業は地方公共団体の自主的な決定により適用される事業（任意適用事業）であるため、条例により「全部適用」又は「財務適用」のいずれかを選択することができる。	P.27
ポンプ場	下水を汲み上げるための施設。目的に応じて、排水ポンプ場、中継ポンプ場などがある。鶴川ポンプ場は、三輪地区の約165haの汚水を鶴見川クリーンセンターに送水する中継ポンプ場である。	P.6



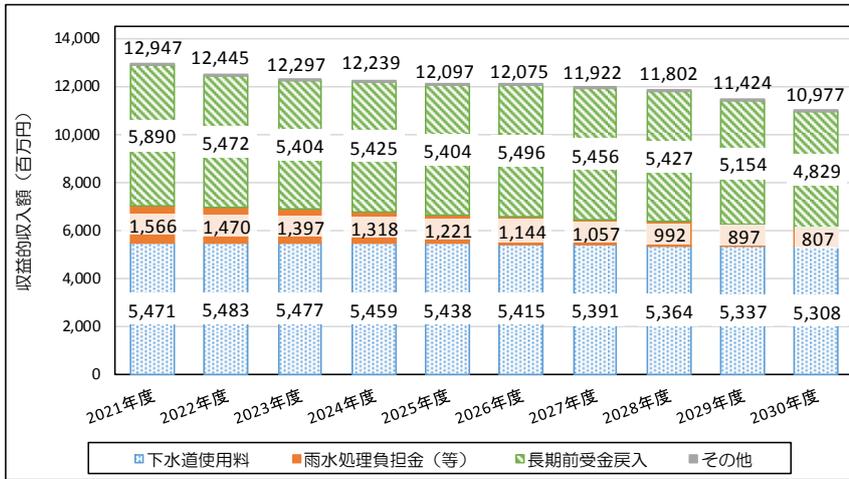
用語名	解説	掲載ページ *
ま行		
町田市公共用水域水質改善 10ヶ年計画	人口減少や高齢化、厳しい財政状況、ストックの改築更新の増大を踏まえた上で、地域の実情に応じた汚水処理の手法を「①公共下水道の整備」と「②合併処理浄化槽への切替え促進・維持管理の推進」の2つとし、「公共用水域の水質改善を図ること」を目的として2016年5月に策定された計画。	P.59
まちだ未来づくりビジョン 2040	「まちだ未来づくりプラン」が2021年度をもって終わることから、新しい町田市基本計画として策定を進めているもの。仮称。	P.2
まちだ未来づくりプラン	将来の当市のあるべき姿を見据え、2012年度から2021年度までの10年間に、何を目標としてどのように「まちづくり」を進めていくのかを示す当市の基本計画。	P.2
マンホールトイレ	避難施設にマンホールを設置し、災害発生時にその上に簡易トイレとテントを設置して使用するトイレ。通常の仮設トイレに比べてくみ取りの手間が省け、断水が続き水洗トイレが使えない場合や、バキュームカー不足のケースなどでも使用が可能となる。	P.52
未接続家屋	下水道が利用できるにも関わらず接続していない家屋のこと。下水道法では、公共下水道が利用可能となった土地の所有者などは遅滞なく接続することを義務付けており、特にくみ取りについては3年以内の改造が義務付けられている。	P.60
未来づくりプロジェクト	当市の都市の魅力を高めるために、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」において設定した下記5つのプロジェクト。 ①地域社会づくりを基本とするまちづくりプロジェクト ② 町田駅周辺の魅力を向上させるプロジェクト ③ 団地再生に向けたプロジェクト ④ みどりを活用したまちづくりを推進するプロジェクト ⑤ 基幹交通機能を強化するプロジェクト	P.2



用語名	解説	掲載ページ *
や行		
有収水量	下水処理場で処理した汚水のうち、浸入水を除いた下水道使用料収入の対象となる水量のこと。	P.17
有収水量密度	処理区域面積 1ha あたりの年間有収水量。	P.27
有収率	処理した汚水のうち、下水道使用料収入の対象となる有収水の割合を示したもの。有収率が高いほど下水道使用料収入の対象とすることができない浸入水や漏水などが少なく、効率的であるといえる。	P.17
ら行		
流域関連公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、流域下水道に接続するもの。 ※流域下水道・・・2 以上の市町村における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの、又は、2以上の市町村における雨水を排除するものであり、かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するものを指す。事業主体は原則として都道府県である。	P.7
りん	元素の一種で、「P」で示される。生物の増殖機能に重要な役割を果たしており、し尿、肥料などに多量に含まれている。湖沼、閉鎖性の海域などの富栄養化を促進する一因とされている。	P.62



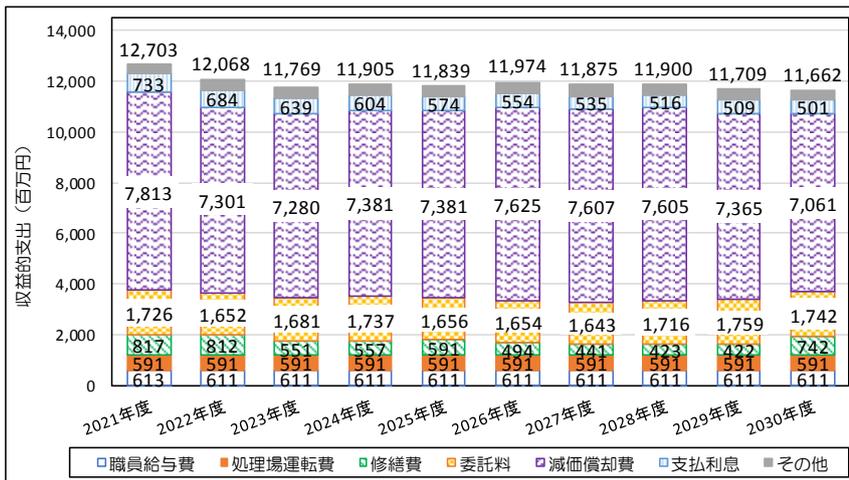
2. 資本費平準化債発行後の財務状況



【図1 収益的収入】

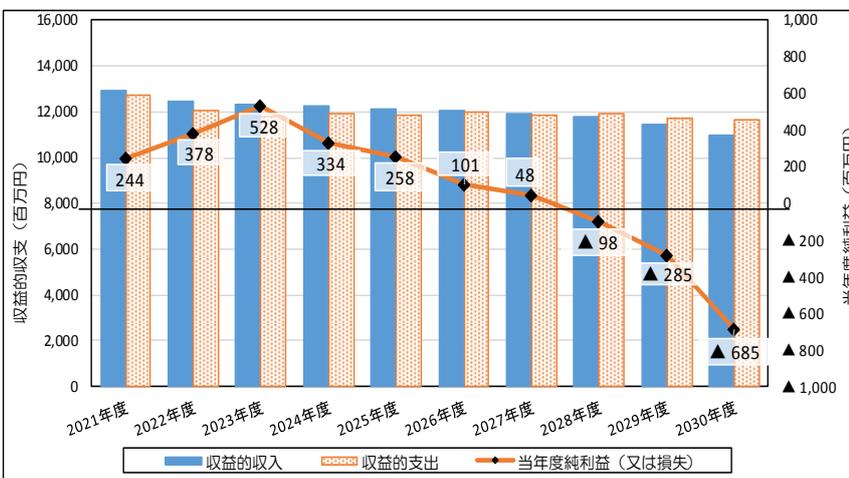
人口の減少に伴い下水道使用料収入は減少見込みとなり、また、有形固定資産の償却が進むことに伴い長期前受金戻入も減少していくと見込まれます。

一般会計繰入金についても、基準外繰入を削減していくため、年度が進むにつれ減少していきます。



【図2 収益的支出】

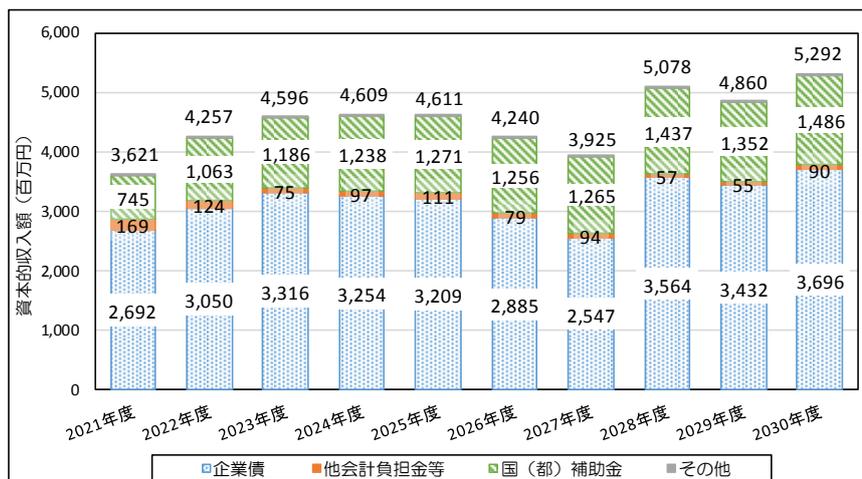
下水道施設を適切に維持管理するため、修繕費や処理場運転費（動力・薬品費）などの固定的な費用が毎年約35億円必要となる見込みです。



【図3 当年度純利益】

維持管理に必要な固定経費が一定程度見込まれるのに対し、下水道使用料や一般会計繰入金（基準外部分）などの収益的収入が減少となるため、年度が進むにつれ純利益は減少し、2028（令和10）年度から赤字となります。

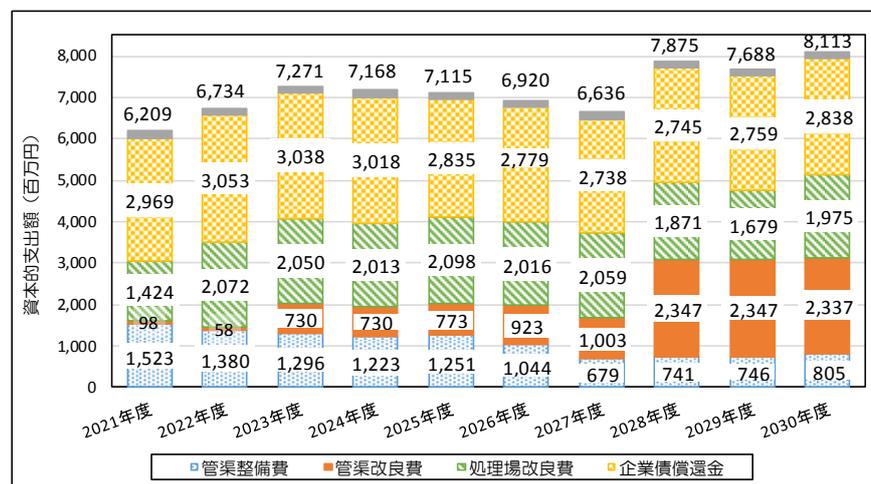




【図4 資本的収入】

下水道施設の改良工事の進捗に伴い、企業債の収入額が増加する見込みです。

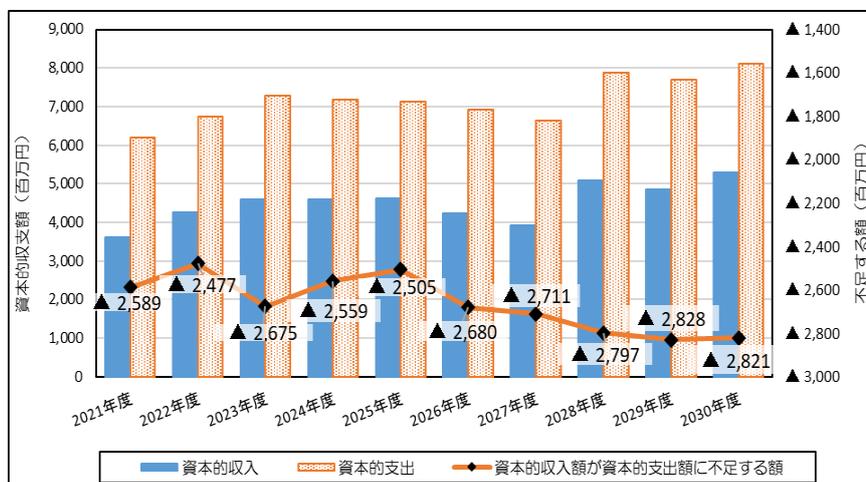
特に2028（令和10）年度からは管渠の更生工事が本格化するため、企業債の借入額は35～37億円前後にまで増額します。



【図5 資本的支出】

企業債償還費は2024（令和6）年度までがピークとなり、それ以降は28億円前後で推移する見込みです。

また、下水道施設の改築更新事業が本格化し、2023（令和5）年度には下水処理場、2028（令和10）年度には管渠の更新工事が本格化するため事業費は増加していく見込みです。

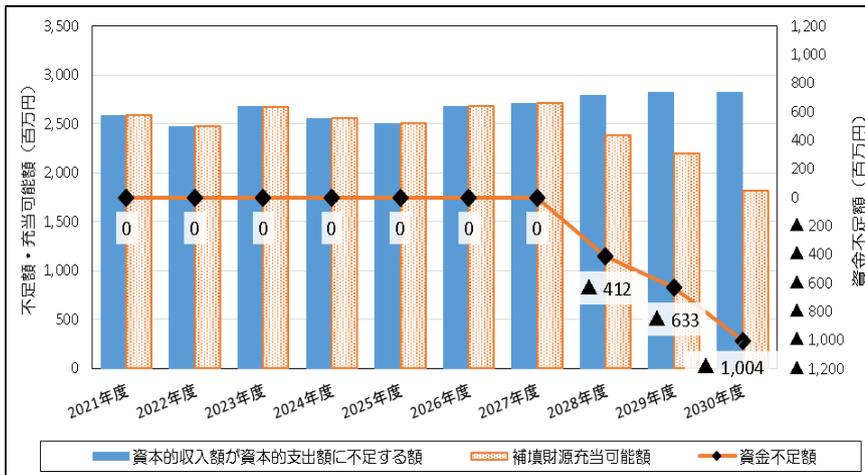


【図6 資本的収支過不足額】

資本的収入が資本的支出に不足する額は、計画期間の前半は25億円前後で推移していくと見込まれます。

管渠の更新工事が本格化する2028（令和10）年度からは28億円前後となる見込みです。

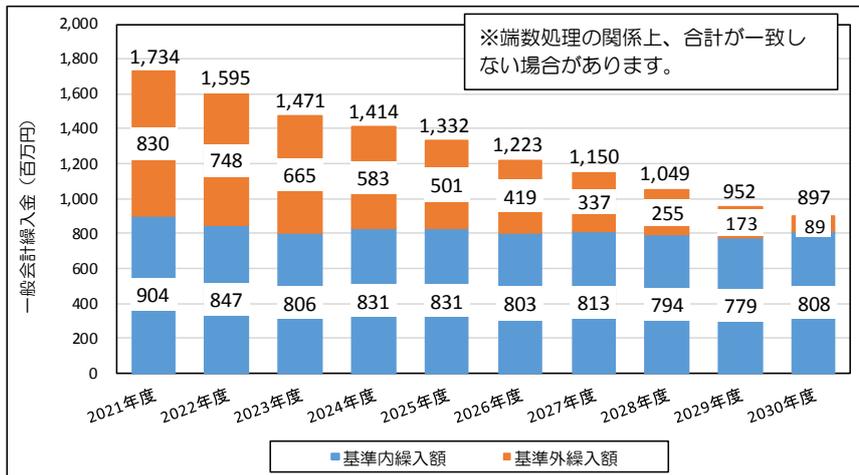




【図7 資金不足額】

計画期間の前半までは収支が均衡する見込みです。

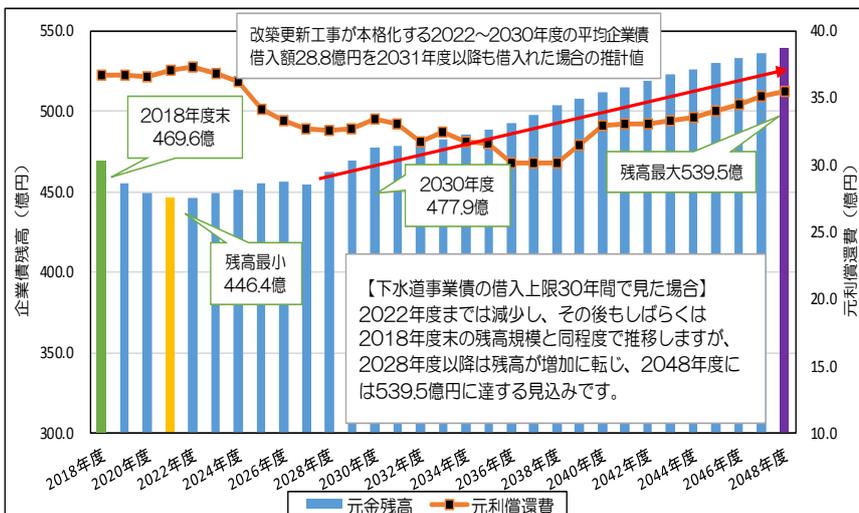
しかし、2028(令和10)年度に資金不足に転じ、計画期間満了予定である2030(令和12)年度には、資金不足額が10億円を超える見込みとなっています。



【図8 一般会計繰入金】

「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、基準外となる繰入を削減します。

2030(令和12)年度には、当市独自の施策である下水道使用料減免を除き、基準外繰入を0円とします。



【図9 企業債残高】

当面は減少が続き、2018(平成30)年度末の残高約470億円を下回り、しばらくは横ばいとなります。

管渠の更新工事が本格化する2028(令和10)年度からは増加し始める見込みです。



4. 策定経緯

市長から諮問された町田市下水道事業審議会が、市長への答申に至った経緯は、以下の表のとおりです。

審議会委員への委嘱・任命式及び諮問

	年月日	曜日	開催場所	内容
諮問	2020年7月7日	火	市庁舎2F(2-2会議室)	①委員 委嘱・任命式 ②会長、副会長選出 ③諮問

審議会 開催スケジュールと審議内容

審議会回数	年月日	曜日	開催場所	主な審議内容
第1回	2020年7月7日	火	市庁舎2F (2-2会議室)	①町田市の現状について ②議案第1号 町田市下水道事業の経営戦略の策定について 第1章 経営戦略の趣旨 第2章 下水道事業の現状と課題 第3章 下水道事業を取り巻く将来推計 第4章 経営の基本方針
第2回	2020年8月21日	金	成瀬クリーンセンター3F (大会議室)	①第1回の振り返り ②議案第1号 町田市下水道事業の経営戦略の策定について 第5章 効率化・経営健全化の取組み 第6章 今後10カ年の事業計画 第7章 財源計画
第3回	2020年9月28日	月	成瀬クリーンセンター3F (大会議室)	①第2回の振り返り ②議案第1号 町田市下水道事業の経営戦略の策定について 第8章 投資財政計画 第9章 経営戦略の進捗管理
第4回	2020年12月18日	金	成瀬クリーンセンター3F (大会議室)	①議案第1号 町田市下水道事業の経営戦略の策定について 第1章～第9章 全体を通して ②議案第2号 町田市下水道事業の経営戦略の策定について(答申について)

審議会からの答申

	年月日	曜日	開催場所	内容
答申	2021年2月2日	火	市庁舎 (市長公室)	答申-議案第1号- 町田市下水道事業経営戦略(案)について



5. 委員の構成

町田市下水道事業審議会の委員は以下のとおりです。

町田市下水道事業審議会 委員

No	(ふりがな) 委員名	選出区分	所属	役職名
1	いちこ たろう 市古 太郎	学識経験を有する者	東京都立大学 都市環境学部都市政策科学科 教授	副会長
2	うかわ まさき 鵜川 正樹	学識経験を有する者	武蔵野大学 経営学部会計ガバナンス学科 教授	
3	おおくぼ ひでと 大久保 英敏	学識経験を有する者	玉川大学 工学部情報通信工学科 教授	
4	ながおか ひろし 長岡 裕	学識経験を有する者	東京都市大学 建築都市デザイン学部都市工学科 教授	会長
5	おおうち ひろゆき 大内 浩之	下水道事業関係団体の代表	東京都都市づくり公社 下水道部長	
6	ないとう きよかず 内藤 清一	下水道事業関係団体の代表	町田市管工事協同組合 理事長	
7	いしはら ふみのり 石原 文典	下水道事業関係団体の代表	日本下水道事業団 ソリューション推進部 経営支援課長	
8	ほその やすじ 細野 泰司	下水道事業関係団体の代表	町田商工会議所 副会頭	
9	こすげ いさお 小菅 庸夫	公募による市民		
10	じんぼ よしつぐ 神保 吉次	公募による市民		

任期(2020/7/7~2022/3/31)

